

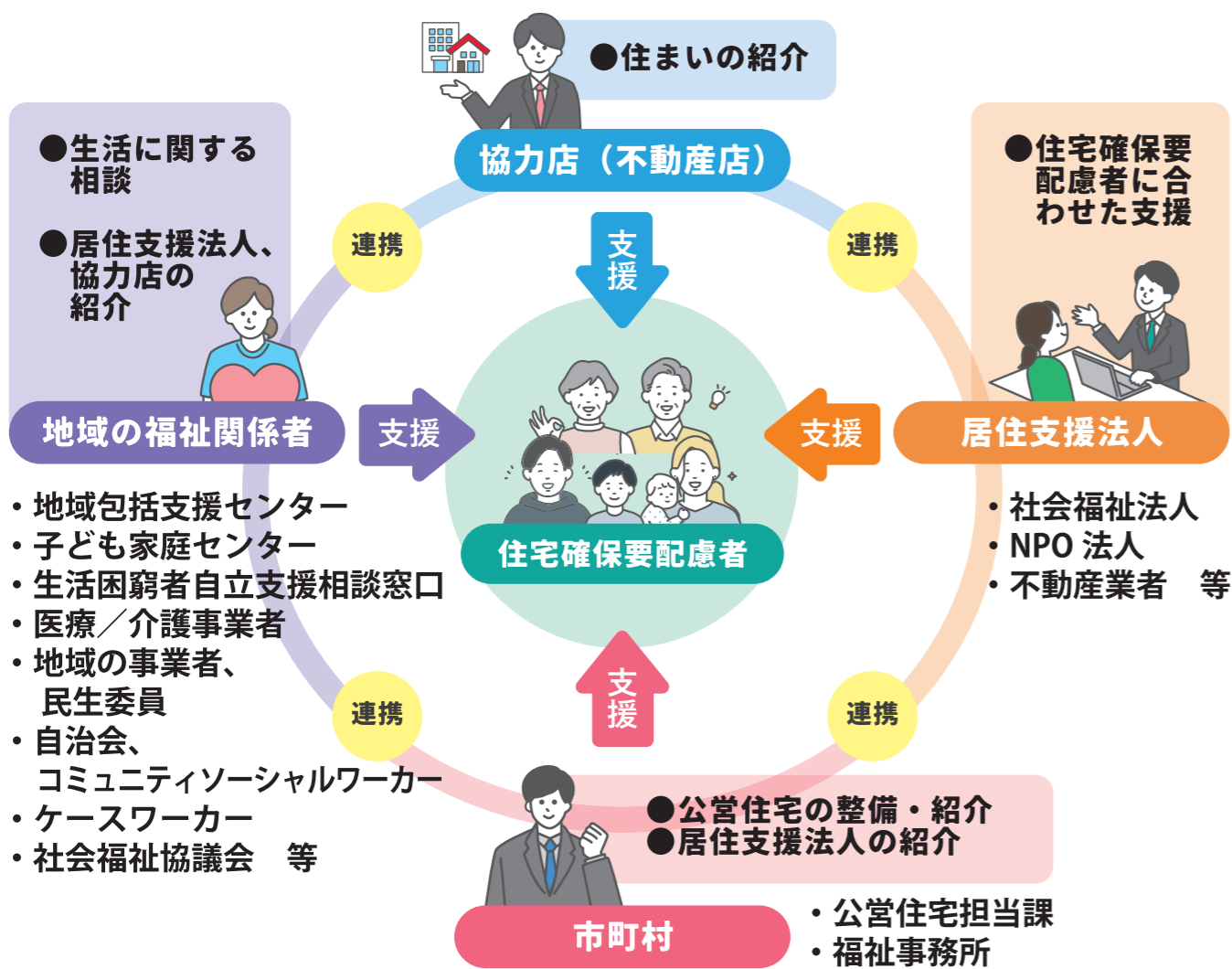
「住宅セーフティネット制度」とは？

高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）に安心して住まいを確保してもらえるよう、賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度です。住宅セーフティネット制度は、以下の3つの柱から成り立っています。

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度
- ② ①の賃貸住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者への入居支援、住まいのマッチング（居住支援法人、居住支援協議会）

住宅セーフティネット制度のイメージ

～居住支援法人、協力不動産会社、福祉関係者、市町村などが連携して、あなたの住まい探しを支援します～



宮城県
 協力：みやぎ住まいづくり協議会 セーフティネット部会
 事務局：宮城県土木部住宅課
 電話：022-211-3256 FAX:022-211-3297
 Email：juutakup@pref.miyagi.lg.jp
 発行：令和5年2月

住まいが見つからなくてお悩みの方へ

ご存知ですか？

住宅セーフティネット制度

住まいについてこんな悩みはありませんか？



1 高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された物件を「セーフティネット住宅情報提供システム」から検索し、住まいを探ることができます。

・ <https://www.safetynet-jutaku.jp>

2 ①でも住まいが見つからない場合は「居住支援法人」の支援を受けることで、住まいが見つかる場合があります。居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や見守り等の生活支援などの居住支援を行う法人であり、「住宅セーフティネット法」に基づき、都道府県が指定する法人です。

宮城県内の居住支援法人を探す

- ・ <https://www.pref.miyagi.jp/documents/37455/20221222kyojuusiennhoujinn.pdf> (宮城県ホームページ)

・ 2～3 ページにも各居住支援法人の業務概要や連絡先が掲載されています

